

令和 2 年 2 月 21 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

ガラスびん事業部

各種変更手続きについて

I. 各種変更手続き

各種登録データについて変更する場合、再商品化に係る実施基準にもとづく各種変更手続きが必要です。協会への電話連絡や REINS での修正、登録申請書類の修正の可否については、変更内容により異なります。別表の「変更手続き等まとめ」に従って、手続きをしてください。

なお、施設の変更手続きについては、下記に従い、手続きをしてください。

II. 令和2年度ガラスびん再生処理施設の変更について

1. 登録した再生処理施設で設備や原料等の保管場所を移設、改造又は変更するときや、許認可事項、廃棄物処理方法等を変更するときは、事前に協会に申請を行い、協会からの承諾通知後に、工事に着手してください。事前申請と承諾を得ないで設備変更工事等を実施した場合は、「再商品化実施に関する不適性行為に対する措置規程」の対象となることがあります。

事前申請に関しては、以下により実施してください。

なお、登録した再生処理施設で設備や原料等の保管場所を移設、改造又は変更する際は必ず一般廃棄物処理施設設置許可証等の各種、行政当局から許認可、変更等を得る必要があるかを事前に確認してください。

(1) 事前の通知と実施前の承諾が必要な事項

- ①再生処理施設に関する許認可の変更等
- ②再生処理施設の移設
- ③主要設備・機器の変更・追加、又は2週間を超える操業休止を伴う更新

主要設備とは主要機器(原料受け入れ、異物除去のための手選別ライン、破碎・洗浄・分級等の機器、異物除去のための風力選別・磁力選別・光学選別、金属探知、コンベア等の、投入から処理して製品を計量・保管するまでの工程の設備)をいいます。

既設の設備で、新たに協会ルートのガラスびんを処理するために使用する場合も該当します。

- ④再生処理工程の変更、設備・機器配置の変更
- ⑤原料・製品等の保管場所の変更(位置変更や面積増減)、追加
設備ラインフロー図、設備レイアウト図に記載の内容が該当します。

(2) 事前申請は不要であるが、実施した後、速やかに(事後)報告が必要な事項

- ① 1. (1)、1. (3)に該当しない設備・機器の変更(登録申請書類に記載されていない設備、機器等の変更等については報告不要)
- ② 産業廃棄物処分業者の追加・変更・更新による廃棄物処分業者一覧表、契約書・許可証
- ③ 期限更新後の許認可証・届出等
- ④ 操業体制の大きな変更

(3) 事前申請と承諾がともに不要な事項

- ① 設備・機器の単純更新(ほぼ同一仕様の機器等の入替え)、部品の交換、変更及びこれに準ずる程度の変更
- ② 協会登録申請書類に記載すべき許認可事項以外の許認可・届出の変更

2. 使用前に事前に協会の施設の現地審査が必要な場合について

(1) 対象工事等

- ① 再生処理施設の移設後の新規施設
- ② そのほか協会が審査を必要と認める工事等(承認時に、現地審査の有無を通知)

(2) 審査内容

- ① 再生処理施設の新規施設については、新規施設の完成時に「新規施設の登録申請書類」に該当する全ての書類を提出してください。現地審査を行い、審査に合格後再商品化処理が可能になります。
- ② 事前に現地審査の通知があった工事等についても、上記①と同じ取扱いです。

3. 注意事項

- (1) 施設変更工事で完成時期が大きく異なる再生処理施設変更を並行して行う場合は、個々の変更工事について別々に変更申請書と施設変更完了報告を作成してください。
- (2) 再生処理施設を変更すると許認可証・届出等の取得・更新が必要になる場合は、再生処理施設の許認可等の取得予定について記載してください。
- (3) 再生処理施設変更完了報告時に、取得した許認可証・届出書等を添付してください。
- (4) 事前の申請承諾の要・不要が不明な場合は、ガラスびん事業部にご連絡、ご相談ください。
- (5) 申請の書式は添付した書式に従って通知してください。申請していただく内容は、変更計画・予定等の概要と法的手続きについてです。場合によっては、更に詳しい内容を確認させていただく場合がありますが、まず、概要についてご通知ください。詳細図面等は不要です。
提出先は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 ガラスびん事業部 宛です。
- (6) 変更後の登録書類の修正については、提出する時期によって異なりますので、ご注意ください。
(別表の「変更手続等まとめ」を参照のこと)

①令和2年4月1日～7月31日に提出する場合：

令和2年度登録申請書類の変更をしてください。

また、令和3年度の登録申請を行う場合は、その変更内容を反映して申請してください。

②令和2年8月1日～令和3年3月31日に提出する場合：

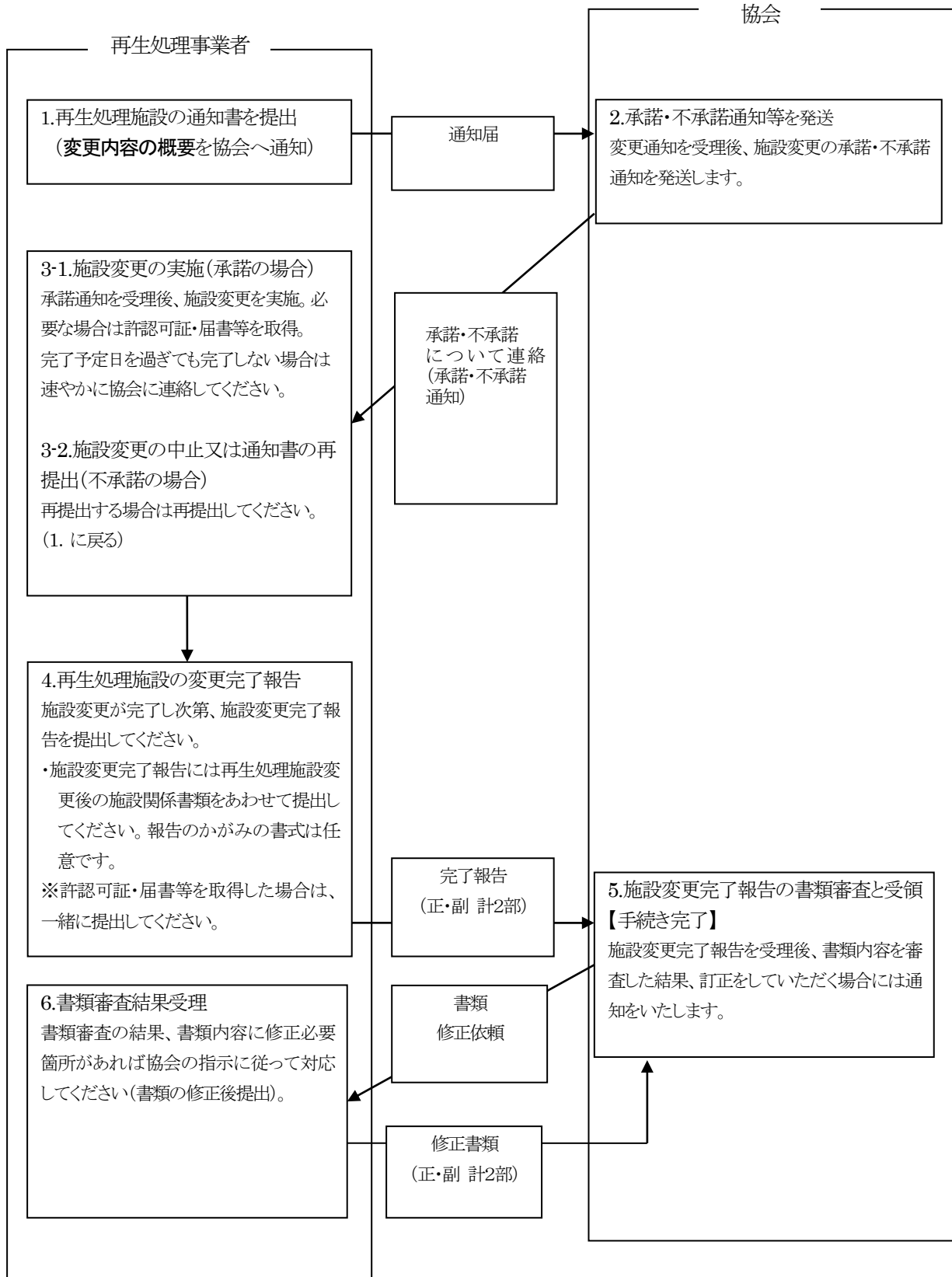
令和3年度登録申請書類の変更をしてください。

ただし、令和3年度の申請を行わない場合は令和2年度登録申請書類の変更をしてください。

いずれの場合も、正副の計2部提出してください。

なお、設備変更や、一般廃棄物処理施設設置許可の許可数量の変更による再生処理能力（落札可能量）の変更（増量）は、令和3年度登録申請時（令和2年7月末日締め切り）以降は認められませんので、落札可能量に反映することはできません。令和3年度の登録申請時に能力を増やして、申請してください。

4. 再生処理施設の変更手順



5. ガラスびん再生処理施設等の変更通知書式 (正・副 合計2部提出)

提出先： 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 ガラスびん事業部

令和2年度ガラスびん再生処理施設等の変更通知

事業者名： _____ 施設名： _____

担当者 役職・氏名： _____

担当者 電話番号： _____ F A X 番号： _____

担当者 メールアドレス： _____

通知日： 令和____年____月____日

【概要の説明】

- 1) 工事名称：
- 2) 変更の目的 (* 1)：
- 3) 変更内容の概要 (* 2)：
- 4) 変更スケジュール案 (予定)
- 5) 一般廃棄物処理施設設置許可の変更の必要性の有無 必要 / 不要
※必要・不要に○をつけること

工事着工予定日 令和 年 月 日

工事完了予定日 令和 年 月 日

運転開始予定日 令和 年 月 日

許認可等取得予定日 令和 年 月 日 (名称： _____) (* 3)

以上

- 注 * 1 : 現状の問題点とその対策、変更により得られる効果を記載してください。
* 2 : 設備の変更前・変更後の概略仕様、追加設備の概略仕様を記載してください。概略図面 (変更前・変更後) 等が有れば添付してください。変更箇所が分かるようにマーク等で図示してください。詳細図面は不要です。詳細書類は完了報告とともに登録書類の変更として提出してください。
* 3 : 許認可証・届書等を取得する場合は取得予定日もあわせて記載してください。

6. 協会から変更について承諾・不承諾回答通知文書の例

令和 年 月 日

〇〇〇会社 御中

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
理事 ガラスびん事業部長

再生処理施設等の変更届 承諾・不承諾の件（連絡）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で貴社から申請のあった、再生処理施設等の変更届について、承諾いたしましたため（不承諾といたしましたため）連絡いたします。

設備変更内容：

（又は 不承諾理由：）

（承諾の場合）

- ①登録申請書類に変更箇所がある場合は、工事完了後に、該当書類を正・副2部提出してください。
- ②変更に伴う、廃掃法に係わる許認可・届出（軽微変更届出等）、騒音規制法・振動規制法等の公害防止関連法規（地方条例を含む）で定める「特定施設」に変更の届出等、必要の要否の確認と許認可証や届け出済みの書類等も必要に応じ、あわせてご提出ください。
- ③施設変更完了報告の作成にあたっては、『令和2年度ガラスびん再生処理事業者の登録申請書類』の資料9「登録申請書類の提出要領」を参照してください。
- ④令和2年8月1日以降に登録施設を変更する場合は、令和3年度登録申請書類のページ番号に従って、下記の手順でページ番号を付与してください。

1) ページ番号の構成と付与方法

【登録申請書類のページ番号に対応したページ番号】 + 【書類差替・追加の区別】 + 【書類作成年月日】

例1) 書類を差替える場合 20-8 書類差替 2/09/25

(現行の 20-8 に代えて挿入するページであることを表す)

例2) 書類を追加する場合 20-8-2 書類追加 2/09/25

(20-8 と 20-9 の間に新たに追加挿入するページであることを表す)

例3) 複数工場ある場合 20-8 書類差替 2/09/25 (第1工場)

(工場名をページ番号の後ろに付けてください)

2) ページを削除する場合は、その内容（削除するページ番号）を書類で提出してください。

資料9 別表:変更手続き等まとめ

(資料8の「令和2年度再商品化業務に係るオンライン操作マニュアル(ガラスびん)」も参照してください)

項目	内容	REINS修正について			提出書類について	
		協会への 事前連絡	REINS修正画面	備考	提出書類(郵送)	備考
再生 処理 事業者 登録 関連	本社基本情報 *注1	要 *注2	登録申込→事業者基本情報入力	令和2年度のREINS情報の 修正のみ	1. 様式1(事業者登録申込書) (REINS登録申込状況確認から印刷) 2. 登記簿謄本 *注5 3. 代表者登録印を変更した場合は、 印鑑証明書も提出 ※正副2部提出	令和2年度、令和3年度の書類差 替え (正副2部)
	本社担当者情報 注1		登録申込→本社担当者入力	(令和3年度登録情報の 修正は不要)		
	工場基本情報 *注1		登録申込→工場基本情報入力		書類の差替え提出(正副2部)	
	実績担当者情報 *注1	要 *注3	実績報告→実績担当者入力			
	その他の登記簿謄本記載事項の変更 株式、資本金等、役員に関する事項		修正手続き不要			書類の差替え提出(正副2部)
	相談役・顧問に関する事項					
	百分の五以上の出資者に関する事項					
施設関係書類 許認可・設備・廃棄物処理・ 操業体制等	—	—	—	—	II. 令和2年度ガラスびん再生処理施設の変更について(資料9-1)参照 ※正副2部提出	
利 用 引 取 業 同 者 ・ 書	製品利用事業者基本情報(変更・追加) *注1	要	登録申込→ 製品利用事業者基本情報入力(年度の区別はありません)		書類の差替え提出(正副2部)	
	製品利用事業者工場情報(変更・追加) *注1		登録申込→ 製品利用事業者工場情報入力(年度の区別はありません)			
	引取同意書情報(変更・追加)		登録申込→引取同意書入力 (対象年度:令和2年度)	令和2年度のREINS情報の 修正 (令和2年度の製品販売に有効)	1. 引き取り同意書(※1部提出) びんの原料:様式3-1,3-1-1、 その他の原材料:様式3-2,3-2-1	令和2年度登録申請書類の 追加、差替
	再生処理事業者が 再商品化製品利用事業者の場合の 最終販売先の追加、変更		引取同意書を作成のうえ、署名捺印が必要		1. 引き取り同意書(※1部提出) その他の原材料:様式3-2の付属書	令和2年度登録申請書類の差替
特定再商品化利用事業者の追加				1. 特定再商品化製品利用事業者の登録書類(入札説明会資料:資料5-3) 2. 再商品化実施契約締結委任状(ガラスびん用)(入札説明会資料:資料5-4) 3. 引取同意書(上記記載の引取同意書情報の項を参照)		
振 込 座	再商品化実施費用の 振込口座の変更	要 *注2	契約→口座情報入力(事業者名、 代表者が変更された場合は口座の 変更も必要か確認要)	令和2年度のREINS情報の 修正のみ	1. 振込口座登録依頼書(※1部提出) 代表者印、金融機関の確認印押印後に提出	
品 質 調 査	品質調査結果の 新規登録、追加登録(再調査)	不要	品質調査→調査結果入力	令和2年度のREINS情報の 結果入力	Dランクの場合は、協会へ連絡のうえ、品質評価記録票、調査時の写真を提出く ださい。Dランク以外でも必要に応じて品質評価記録票、写真を提出ください。	

*注1:情報の項目は社名、工場名、氏名、役職、電話、FAX、メール等

*注2:連絡後にREINSでデータ入力できるようにしますので、事前に電話で連絡してください。その後REINSで入力してください。

*注3:当該年度の担当者情報は、協会への連絡なしに、いつでもREINSで変更できます。

*注4:令和2年4月～7月は令和2年度登録申請書類に関して、提出してください(令和3年度登録申請書類に変更を反映できる場合は、変更して申請してください)。

*注5:事業者名、所在地、代表者(氏名、役職)のいずれかが変更になる場合は、先に登記簿謄本を提出してください。

※会社の合併、事業譲渡や廃業、解散等を行う場合には、再商品化実施契約書第28条に従い、通知してください(書式は任意)。